

7. 会議の概要

- 事務局長(池田) 定刻になりましたので、ただいまから11月定例農業委員会を開催させていただきます。
本日の会議ですが、4番 酒井 清泰委員、11番 前田 壽夫委員、辻 総一郎推進委員は、所用のため欠席する旨の届出がありました。
- 事務局長(池田) それでは、松村会長よりごあいさつを申し上げます。
- 松村会長 (あいさつ)
- 事務局長(池田) ありがとうございます。
これからは会議規則第6条の規定により、会長が議長として議事進行をお願いします。
- 議長 (会長) これより本日の会議に入ります。
まず、事務局より11月分の経過報告を申し上げます。
- 事務局(黒瀬) (経過報告 説明)
- 議長 (会長) 事務局からの報告はお聞きのとおりです。
なにかご意見、ご質問はありませんか。
- 議長 (会長) 無いようですので、次に本日の議事録署名委員ですが、7番 須見 則雄 委員、8番 田中 政男 委員の両名をお願いします。
- 議長 (会長) これより議事に入ります。
日程第1 議案第41号 農地法第3条第1項の規定による許可申請についてを議案とします。事務局より説明をお願いします。
- 事務局(中川) (説明)
- 議長 (会長) これについては、現地確認をしていただいた委員から報告をお願いします。
- 北山委員 1番、2番の●●さんは貸付地があるが、3条申請出来る様になったのと●●さんの隣接地で問題ないと思います。3番については田にはならなくて畑として耕作して頂く事で問題ありません。
- 議長 (会長) 以上のおり説明はお聞きのとおりです。
それでは、審議に入ります。ご意見、ご質問はありませんか。

- 笠松委員
事務局(中川) 1番の所有地のほとんどを貸している事情が分かっただらお願いします。
農地中間管理機構を通じて●●ファームが集積している場所の近くに土地があるので貸しています。
- 牧野委員 3番の地目が宅地なら申請は要らないのではないですか？
- 事務局(中川) 現況主義なので、現況が農地のものは、農業委員会に申請して頂いています。
- 松山委員 地目変更だけでなく、売買なので申請しなくてもいいのではないかと？
保田 88-2-1 と 2-2 で宅地として利用する場合は農業委員会の承認は要らないのでは・・・？
- 事務局長(池田) 宅地に関して農地に地目変更済むよう行政指導をするかどうか調査をする時間を頂きたいと思います。
- 山内委員 これから、こんな案件が増えると思うので、キチンと処理して頂かないといけないと思います。
- 議長(会長) これより、議案第41号について採決いたします。
議案第41号は、原案のとおり承認することに異議ありませんか。
(異議なし)
- 議長(会長) 無いようですので、議案第41号 農地法第3条第1項の規定による許可申請については原案のとおり承認することに決しました。
- 議長(会長) 続きまして、日程第2 議案第42号 農地法第5条第1項の規定による許可申請意見についてを議案とします。事務局より説明をお願いします。
- 事務局(中川) (説明)
- 議長(会長) これについては、現地確認をしていただいた委員から報告をお願いします。
- 北山委員 事務局の説明のとおり、町の中で畑として使っていた形跡があり、後ろ側の建物を壊して宅地にするつもりで申請し、問題ないと思います。
- 議長(会長) 説明はお聞きのとおりです。
それでは、審議に入ります。ご意見、ご質問はありませんか。
(なし)
- 議長(会長) これより、議案第42号について採決いたします。
議案第42号は、原案のとおり承認することに意義ありませんか。
(異議なし)

- 議長（会長） 無いようですので、議案第42号 農地法第5条第1項の規定による許可申請意見については原案のとおり「許可相当との意見を付して」承認することに決しました。
- 議長（会長） 次に日程第3 議案第43号 現況証明願いについてを議題といたします。事務局より説明をお願いします。
- 事務局(中川) (説明)
- 議長（会長） これについては、現地確認をしていただいた委員から報告をお願いします。
- 北山委員 1番は事務局の説明のとおり、田を宅地にするで問題はないが、転用許可が出たものに対して、登記地目を変更する様に指導していく必要があります。
2番は住宅の建て替えで2筆を地目変更、問題ないと思います。
- 議長（会長） 以上のとおり説明はお聞きのとおりです。
それでは審議に入ります。ご意見、ご質問はありませんか？
(なし)
- 議長（会長） これより、議案第43号について採決いたします。
議案第43号は、原案のとおり承認することに異議ありませんか。
(異議なし)
- 議長（会長） 無いようですので、議案第43号 現況証明願いについては、原案のとおり承認することに決しました。
- 議長（会長） 続きまして、日程第4 議案第44号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について、事務局より説明願います。
- 事務局(中川) (説明)
- 議長（会長） これについては、現地確認をしていただいた委員から報告をお願いします。
- 松山委員 事務局の説明のとおり、44-1,44-2の田を認定農業者である●●さんが自分で耕作しているので、問題ないと思います。
- 議長（会長） 以上のとおり説明はお聞きのとおりです。
それでは審議に入ります。ご意見、ご質問はありませんか？
(なし)
- 議長（会長） これより、議案第44号について採決いたします。
議案第44号は、原案のとおり承認することに異議ありませんか。
(異議なし)
- 議長（会長） 無いようですので、議案第44号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に

議長（会長） よる農用地利用集積計画の決定については、原案のとおり承認することに決しました。続きまして、日程第5 議案第45号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について（農地中間管理機構）と議案第46号 農用地利用配分計画（案）に対する意見聴取については 関連がありますので一括して議題といたします。事務局より説明願います。

事務局(黒瀬) (説 明)

議長（会長） それでは審議に入ります。ご意見、ご質問はありませんか？
(な し)

議長（会長） これより、議案第45号について採決いたします。
議案第45号は、原案のとおり承認することに異議ありませんか。
(異議なし)

議長（会長） 無いようですので、議案第45号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定については、原案のとおり承認することに決しました。続きまして、議案第46号について採決いたします。
議案第46号は、「適当である」という意見を付すことに異議ありませんか。
(異議なし)

議長（会長） 無いようですので、議案第46号 農用地利用配分計画（案）については、「適当である」という意見といたします。

議長（会長） 次に報告事項に入ります。農地法第3条の3第1項の規定による届出について事務局より報告を願います。

事務局(中川) (説 明)

議長（会長） このことについて、何かありませんか。
それでは「その他」に入ります。空き家に附属した農地の別段面積の設定について事務局より説明願います。

事務局(中川) (説 明)

議長（会長） このことについて、何かありませんか。

境井委員 勝山市に問い合わせがある案件で、空家に農地が付いている空家バンク登録は何件で面積はどれくらいですか？現状がわからないと面積の設定ができないと思います。それと、空家を希望する人がどれくらいいるのか教えてほしい。

事務局長(池田) 総合行政審議会の委員からも、農地付き空家について問い合わせがあります。7月から調査等を進めていますが、数件あると聞いています。下限面積については、住宅に隣

接しているいわゆる屋敷田を想定しており、100㎡未満が多いです。

事務局(中川) 空き家バンクは建設課が管理しており、登録は40数軒と聞いています。住宅に併設している農地については面積は把握できていません。

牧野委員 農地を買うためには現在は農業をしていないといけない、農地を買ったら最低3年は耕作しなければいけないという中で、この場合、空家を買う人は農業者になっていないといけないのですか。

事務局(中川) これにつきましては、各市町で取扱基準を設けていまして、小浜市の例だと、農地を取得しようとする者は、取得後5年以上継続して空家に居住し、農地については耕作することが見込まれることが要件となっています。この取扱基準を市町が決定する必要があります。

笠松委員 認定の特例はどれを適用するのですか。市全域でするのですか。

事務局長(池田) 2項です。また、空家に付随する農地、物件1件について指定するもので、市全体ではありません。

北山委員 空き家バンクに登録するのが条件ですが、登録するのが煩雑。市が登録をサポートすべき。農地の場所も空き家に付随しているのか、集落をまたがってあるのかという検討が必要。

事務局長(池田) 空家バンクに関しては、色んなパターンの想定が出来ますが、農地付き空家をイメージしていましたので、これからも検討し、資料をそろえてご協議していただきたいと思います。

議長(会長) これにつきましては、持ち帰ってご検討いただき、12月定例農業委員会で審議していきたいと思います。
(座席の並びについて、会長から提案、了承された)

議長(会長) それでは次回の定例農業委員会の開催については、事務局より説明願います。

事務局(黒瀬) 次回の農業委員会は、12月25日(火)午後1時30分から第2・3会議室で行います。

議長(会長) 11月定例農業委員会の議事などがすべて終了いたしましたので、閉会のことばを職務代理者が申し上げます。

職務代理者 慎重審議ありがとうございました。

勝山市農業委員会会議規則第 18 条の規定により、会議の顛末を称するためにこれに署名する。

議長 松村 勘兵衛

7 番 須見 則雄

8 番 田中 政男